平成２６年（フ）第７３０号
愛知県小牧市安田町234―３、住民票上の住所愛知県小牧市大字三ツ渕2350番地30
債務者　オガタプランテックサービスこと　尾形　侑宏
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西垣　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９７号
堺市東区南野田204番地２
債務者　菅原実千代
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８５５号
札幌市白石区本郷通２丁目北５番12号　第一丸栄ハイツ103号
債務者　和田　知洋
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４号
三重県いなべ市大安町石榑東1715番地　メゾンメイセツⅠ―201号、前住所三重県いなべ市北勢町大辻新田19番地34
債務者　髙橋　信二
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１９７０号
大阪府寝屋川市昭栄町３番２号
債務者　西郡機工商会こと　西郡　　正
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増本　充香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３号
宮崎県延岡市平原町３丁目1211番地５　山本アパート101、前住所宮崎県延岡市北川町川内名8743番地
債務者　上野　博幸
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木龍彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４０号
愛知県岡崎市日名中町11番地５　サンアメニティ北岡崎駅204
債務者　栗山　和也
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０１号
茨城県水戸市東原３丁目２番７号
債務者　川崎　研三
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１０号
茨城県鉾田市造谷1375番地359
債務者　飛田　和久
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１２号
茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎816番地１
債務者　亀山　真吾
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５号
茨城県水戸市根本１丁目98番地の３
債務者　小圷　正大
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１９号
茨城県水戸市吉沼町1765番地の４　ボーアヴニールＢ棟101号
債務者　宮部　優香（旧姓大和田）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３７号
茨城県小美玉市羽鳥1703番地214　イトーピア101
債務者　戸田　広美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８９号
茨城県つくば市島名4436番地　（香取台Ｂ57街区１）ガレリアヴェール210号
債務者　相沢　美行
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目３番１号　レオパレスウィンディ104
債務者　小池　憲元
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
茨城県土浦市小松２丁目７番22号　ガーデンハウス小松ヶ丘Ａ202
債務者　小池　尚代
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係